

本巢市住宅リフォーム助成金対象となる主な工事

(平成26年8月現在)

	内 容	可・否 (現行)	可・否 (今後)	備 考
対象となる工事	1 同一棟の住宅の増築	○		建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
	2 屋根の葺き替え、塗装	○		
	3 外壁の張り替え、塗装	○		
	4 部屋の新設、間仕切りの変更	○		
	5 壁紙や床の張り替え等の内装工事	○		
	6 室内の建具の交換	○		
	7 外壁、屋根、天井の断熱化工事	○		
	8 雨樋等の修理	○		
	9 襖の張り替え、畳の表替え	○		
	10 風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	○		
	11 システムキッチンの設置	○		IH機器等の設置のみは対象外。 機器等をシステムキッチンに組み込む場合は助成対象。
	12 ドアホンの設置	○		置き型の製品の購入のみは対象外。
	13 窓、ガラス(サッシ)の取付け、交換	○		復興支援・エコポイント制度との併用は可能。ただし追加工事充当分(即時交換分)は対象外。
	14 浴室換気乾燥機の設置	○		
	15 庇等の設置	○		
条件付きで対象となる工事	16 住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスに関する工事	△		バルコニー、ベランダは対象(ただし、建物と一体となっているものに限る)。テラスは対象外。
	17 給湯設備の設置(石油給湯機等)	△		製品の取替えのみは対象外。同時に配管工事等を行うものに限る。
	18 耐震補強、改修工事	△		対象補強工事と併せて実施する関連工事については、「本巢市建築物等耐震化促進事業」の補助対象とならない工事を対象。
	19 バリアフリー改修(手摺の設置、段差解消、廊下幅の拡張など)	△		介護保険住宅改修制度を利用している場合は、その助成対象とならない工事を対象。
	20 室内カーテン・ブラインドの取付け、取り替え(カーテンレールの取付け含む)	△		内装工事に伴うものは対象とする。
	21 住宅の解体工事	△		増築、改築を伴う解体工事は対象とする。
	22 下水道、合併浄化槽等への接続工事	△		建物内部の配管工事等については助成対象。ただし合併浄化槽接続工事については「本巢市浄化槽設置整備事業」で対象とならない工事に限る。
	23 上水道への接続工事	△		建物内部の配管工事等については助成対象。
	24 井戸の汲み上げポンプ	△		製品の取替えのみは対象外。同時に配管工事等を行うものに限る。
	25 レンジフード、換気扇の設置	△		製品の設置のみは対象外。システムキッチンに組み込む場合は助成対象。
	26 建築物の解体工事	△		増改築、改築が伴う工事に限る。
	27 白蟻対策工事	△		薬剤散布などの対策は助成対象外。 白蟻の被害を受けた部分の補修は対象とする。
	28 エコキュート	△		増改築、改築が伴う工事に限る。
	29 エネファーム	△		増改築、改築が伴う工事に限る。
対象外となる工事	30 薪ストーブの購入、設置、取付け	×		リフォームではないため助成対象外
	31 エアコンの購入、設置、取付け	×		リフォームではないため助成対象外
	32 大画面テレビの購入(配線工事由)	×		リフォームではないため助成対象外
	33 電気電化製品の購入、設置	×		リフォームではないため助成対象外
	34 太陽光発電システムの設置	×		「住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金」にて対応のため対象外。
	35 太陽熱温水器	×		リフォームではないため助成対象外
	36 門扉、ブロック塀等の外構工事	×		住宅ではないため助成対象外
	37 独立したカーポートの設置	×		リフォームではないため助成対象外
	38 造園工事、植木剪定	×		リフォームではないため助成対象外
	39 電話やインターネットの配線工事	×		リフォームではないため助成対象外
	40 住宅と別棟の車庫(倉庫)の増改築	×		住宅ではないため助成対象外
	41 防犯用ライト取付け工事	×		リフォームではないため助成対象外
	42 火災報知器の取付け工事	×		リフォームではないため助成対象外
	43 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	×		他の補助制度を利用している場合は対象外
	44 浄化槽本体	×		「本巢市浄化槽設置整備事業」にて対応のため対象外
	45 所有者が住宅の取壊しを行い、新しく住宅を建てる工事	×		新築は対象外。